

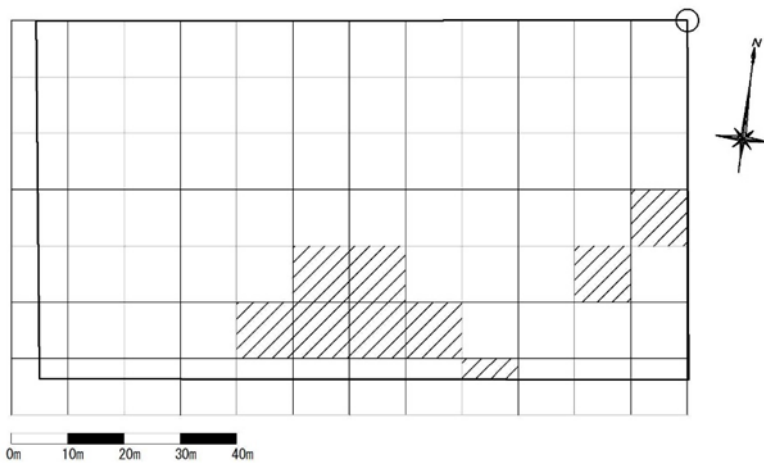
土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	兵庫区遠矢浜町 28 番 1 の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和 3 年 5 月 26 日
特定有害物質の種類	六価クロム化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第 3 条 <input checked="" type="checkbox"/> 第 4 条第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 14 条 <input type="checkbox"/> その他（第 条）
試料採取等対象物質	地歴調査で使用等が確認された、六価クロム化合物
土地の地歴調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリート製造プラントの跡地である。 ・生コンクリートの原料には特定有害物質（六価クロム化合物）が含まれている。
土壤の測定結果	・六価クロム化合物 溶出量最大 0.14 mg/L（指定基準値 0.05 mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	849.3 平方メートル
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：塀等で囲まれており一般の人が立ち入る土地ではない。）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



指定区域図



<凡例>

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、兵庫区遠矢浜町28番1の敷地境界最北端とする。

<格子の回転角度>

82° 36' 28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。